

【背景】

「BA. 5」系統への置き換わりが進む中、感染者が急増してきており、保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、濃厚接触者の待機期間の見直しが行われた。

【変更のポイント】

【濃厚接触者の待機期間の短縮について】

◎濃厚接触者（家族等同居者、ハイリスク施設の入所者等）

<変更後>

5日間（6日目に解除）

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後は、3日目から解除可

なお、7日目までは、毎日体温測定を測って健康観察をし、こまめな手洗いなど基本的な感染対策を徹底

令和4年7月22日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者にも適用

<今回の通知を受けた佐賀県独自の対応の変更>

◎（濃厚接触の可能性がある方）要待機者（保育所・学校、事業所等で「コロナチェック」で“濃厚接触の可能性ある”となった方）

<変更後>

3日間（4日目に解除）

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後は、3日目から解除可

なお、5日目までは、毎日体温測定を測って健康観察をし、こまめな手洗いなど基本的な感染対策を徹底